

R05-225

原議保存期間	10年(令和15年3月31日まで)
--------	-------------------

佐 本 交 企 発 第 6 8 号
令 和 5 年 3 月 3 1 日

交通部内各所属長
各 警 察 署 長 殿

有 効	令和15年3月31日まで
企画第一係	

交 通 部 長

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出に関する解釈及び運用上の留意事項について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）等の施行に当たり、その趣旨、内容及び留意事項については、「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」（令和5年1月30日付け佐本交企発第12号ほか）をもって通達したところであるが、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出に関する解釈及び運用上の留意事項は別添のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

（別添省略）